

2023年2月1日

株式会社デジタルフィンテックと株式会社デジタルプラスとの吸収分割に関する事項
(事後備置書類)

東京都渋谷区元代々木町30番13号
株式会社デジタルプラス
代表取締役 菊池誠晃

東京都渋谷区元代々木町30番13号
株式会社デジタルフィンテック
代表取締役 菊池誠晃

2023年2月1日付をもって、株式会社デジタルプラス（以下「甲」といいます）及び株式会社デジタルフィンテック（以下「乙」といいます）は、甲が営むフィンテック事業（デジタルクリエイティブ事業を含む。）に関する権利義務を乙に承継させる甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本会社分割」という）を実施いたしました。

本会社分割に関する、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号並びに会社法第801条第2項及び会社法施行規則第201条各号に規定する事項は以下の通りです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年2月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過

(1) 株主からの吸収分割とりやめ請求（会社法第784条の2）について

株主から、本会社分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主買取請求（会社法第785条）について

該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）について

該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続き（会社法第789条）について

吸収分割後吸収分割会社に対して債務の履行を請求することが出来ない債権者はありませんので、甲は会社法第789条に定める債権者保護手続きは行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続きの経過

(1) 株主からの吸収分割とりやめ請求（会社法第 796 条の 2）について

株主から、本会社分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主買取請求（会社法第 797 条）について

乙の株主は 1 人で、会社法第 797 条に規定する株式の買取請求はありませんでした。

(3) 債権者保護手続き（会社法第 799 条）について

乙は、会社法第 799 条第 1 項第 2 号に掲げる債権者に対し、2022 年 12 月 26 日付官報及び知れたる債権者には個別催告の方法により本会社分割についての異議申述の公告を行いました。所定の期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

乙は、効力発生日である 2023 年 2 月 1 日をもって、甲より本会社分割に係る分割契約書に記載された資産を分割契約書に従い承継しました。これにより承継した資産の額は 181,278 千円（暫定値）、負債の額は 181,278 千円（暫定値）であります。なお、金額は 2022 年 10 月末日の現況に基づいた暫定値であります。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2023 年 2 月 14 日（予定）

6. その他重要な事項

ありません。